

大口町告示第 1 5 7 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、平成 2 2 年度・2 3 年度に大口町が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等（以下「物品等」という。）の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のように定める。

平成 2 1 年 1 2 月 1 8 日

大 口 町 長 森 進

1 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項（同令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者
- (2) 営業に関し、法令の規定による必要とされる許可、登録等を受けていない者
- (3) 町が指定する国税、都道府県税及び市町村税に未納がある者（徴収猶予を受けている者は未納がない者とみなす。）
- (4) 入札参加資格申請書又は添付書類に虚偽の事項を故意に記載した者
- (5) 資格審査を希望する業種について、大口町小規模工事等契約要領（平成 1 5 年大口町訓令第 1 号）による届出事業者

2 入札参加資格審査申請書の提出方法

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより入札参加資格審査申請書を大口町に提出しなければならない。

(1) 受付期間

ア 定時受付

平成 2 2 年 1 月 4 日から平成 2 2 年 2 月 1 5 日まで（大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第 1 9 号）に規定する休日を除く。）の午前 8

時から午後 8 時まで

イ 随時受付

平成 22 年 4 月 1 日から 平成 24 年 2 月 15 日まで(大口町の休日を定める条例(平成元年大口町条例第 19 号)に規定する休日を除く。)の午前 8 時から午後 8 時まで

(2) 申請方法

あいち電子調達共同システム(物品等)にアクセスし、申請書フォームに必要事項を入力し、送信すること。

アドレス <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

(3) 別送書類

(2)による申請後、次の書類を別送書類として各 1 部提出すること。

別送書類(各種証明書)は、鮮明なものである限り複写機による写しでも差し支えないが、証明年月日が申請書提出時からさかのぼって 3 月以内のものとする。

別送書類のうち、納税証明書については、未納の税額がない証明書又は申請直近の事業年度 1 年間分の納税証明書とする。

ア 共通審査自治体に提出する別送書類

(ア) 法人

提出書類の名称	説 明
別送書類送付書	電子調達システム(物品等)から印刷したもの
履歴事項全部証明書 (又は登記簿謄本)	法務局発行のもの(法務局登記官が証明したもの)
納税証明書(国税)	税務署が発行した法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その 3 の 3 未納のないことの証明)

納税証明書（愛知県税）	・愛知県の県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税・地方法人特別税及び自動車税の納税証明書（未納の税額がないこと用） ・愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書（別紙様式）」を提出
-------------	---

（イ）個人

提出書類の名称	説 明
別送書類送付書	電子調達システム（物品等）から印刷したもの
身元（分）証明書	本籍地の市区町村長が証明したもの
登記されていないことの証明書	法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことを証明したもの（全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口で発行したもの
納税証明書（国税）	税務署が発行した所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の２ 未納のないことの証明）
納税証明書（愛知県税）	・愛知県の県税事務所が発行した個人事業税及び自動車税の納税証明書（未納の税額がないこと用） ・愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書（別紙様式）」を提出

イ 町に提出する別送書類

(ア) 法人

提出書類の名称	説 明
別送書類送付書	電子調達システム（物品等）から印刷したもの
納税証明書（市区町村税）	以下のいずれかの証明書 ・本社及び大口町に登録する契約営業所の所在する市区町村が発行した未納の税額がない証明書（本社を契約営業所とする場合は本社分のみ） ・市区町村が発行する法人市区町村税及び固定資産税納税証明書

(イ) 個人

提出書類の名称	説 明
別送書類送付書	電子調達システム（物品等）から印刷したもの
納税証明書（市区町村税）	以下のいずれかの証明書 ・本社及び大口町に登録する契約営業所の所在する市区町村が発行した未納の税額がない証明書（本社を契約営業所とする場合は本社分のみ） ・市区町村が発行する市区町村県民税及び固定資産税納税証明書

(4) 別送書類の提出期間

ア 定時受付

(2)により送信した日から7日以内必着（ただし、最終提出期限は平成22年2月19日必着）

イ 随時受付

(2)により送信した日から7日以内必着

なお、提出期日の最終日が大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）に規定する休日に当たる場合は、その日以後の最初の日までに

必着とする。

(5) 別送書類の提出方法及び提出先

下記の場所へ原則郵送とする。

大口町総務部行政課

愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 1 5 5 番地（郵便番号 480-0144）

ただし、共通審査に必要な添付書類は共通審査自治体に提出すること。

(6) 申請する営業所

申請は、本店（本社）以外に支店や営業所を開設している場合でも、本店（本社）を含めてどこか 1 つの営業所で申請すること。

なお、契約締結する営業所において希望する業種の許可があること。

3 資格審査

1 の競争入札に参加できない者に該当しないことを確認するものとする。

4 結果の通知

定時受付の場合は、平成 22 年 3 月下旬に、その結果をあいち電子調達共同システム（物品等）により申請者に通知する。

随時受付の場合は、平成 22 年 5 月登録からおおむね 1 月ごとにその結果を申請者に通知する。

5 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間は次のとおりとする。

入札参加資格決定の日（定時受付は、平成 22 年 4 月 1 日）から平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、平成 24 年 4 月 1 日以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有するものとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成 23 年度以降に平成 24 年度及び平成 25 年度の資格審査の告示を予定しているで、当該告示に基づき申請書類を提出するものとする。

6 変更等の届出

2により入札参加資格申請書を提出した者は、申請した内容に変更等があったときは、あいち電子調達共同システム（物品等）により町長に届け出なければならない。

7 資格の取消し等

入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当り、故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

8 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

この告示に基づき受け付けた申請により競争入札参加資格者として認められた者で、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたもの（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたもの（以下「再生手続開始決定者」という。）は、再度の競争入札参加資格審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続開始決定者及び再生手続開始決定者は、再度の競争入札参加資

格の認定を受けていないときは、競争入札に参加できない場合がある。

9 その他

- (1) 町長は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。
- (2) 入札参加資格審査の結果については、公表することがある。
- (3) 平成22・23年度の入札参加資格決定までに行う競争入札については、なお従前の例による。
- (4) この告示の入札参加資格審査申請に基づく入札参加資格者名簿は、ウェブサイト等で公表する。

別表 1

業 種	営 業 種 目
物品の製造・販売	コピー、荒物・雑貨、薬品・試薬・農薬、医療・理化学・計測機器、一般印刷、軽印刷、フォーム印刷、出版・製本、地図、農業・園芸用品、映像・音楽用品、紙・紙製品、看板・旗・標識・徽章、機械・器具、ゴム印・印象、写真機器、自動車・自転車、船舶、航空機、警察用品・消防防災用品、食料品、スポーツ用品、燃料、繊維製品、寝具・室内装飾・家具、資材・素材、厨房機器、ガス器具、電気製品、通信機器、電算機器、文房具・事務用機器、時計・貴金属・眼鏡、学校教材等、電力、贈答用品、図書、特殊物品
買受け	不用品買受
役務の提供	建物等各種施設管理、運搬・保管等、映画等製作・広告・催事、自動車等点検整備、給食、検査・測定、調査委託、コンピュータサービス、航空写真・図面、クリーニング、リース・レンタル、保険業、旅客業、審査業務、外国語、その他の業務委託等